

役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 親和会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人親和会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定等に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 外部委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 第三者委員とは、苦情対応規程に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 外部委員には、評議員選任・解任委員会出席の対価として報酬等を支給する。
- 4 第三者委員には、福祉サービス委員会及び福祉サービス相談への出席の対価として報酬等を支給する。
- 5 役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、役員に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。
- 3 理事の報酬は、別記1「理事の報酬」に定める額とする。

- 4 監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6 外部委員の報酬は、別記4「外部委員の報酬」に定める額とする。
- 7 第三者委員の報酬は、別記5「第三者委員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員等には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年11月22日一部改正。令和3年12月1日から施行する。

別記1	「理事の報酬」			
	①理事会等の会議への出席の都度	1人一律	10,000円	
	②①以外の法人業務に従事の都度	1人一律	5,000円	
別記2	「監事の報酬」			
	①監事監査又は理事会等の会議への出席の都度	1人一律	10,000円	
	②①以外の法人業務に従事の都度	1人一律	5,000円	
別記3	「評議員の報酬」			
	①評議員会への出席の都度	1人一律	10,000円	
	②①以外の法人業務に従事の都度	1人一律	5,000円	
別記4	「外部委員の報酬」			
	評議員選任・解任委員会出席の都度	1人一律	10,000円	
別記5	「第三者委員の報酬」			
	福祉サービス相談委員会等出席の都度	1人一律	5,000円	